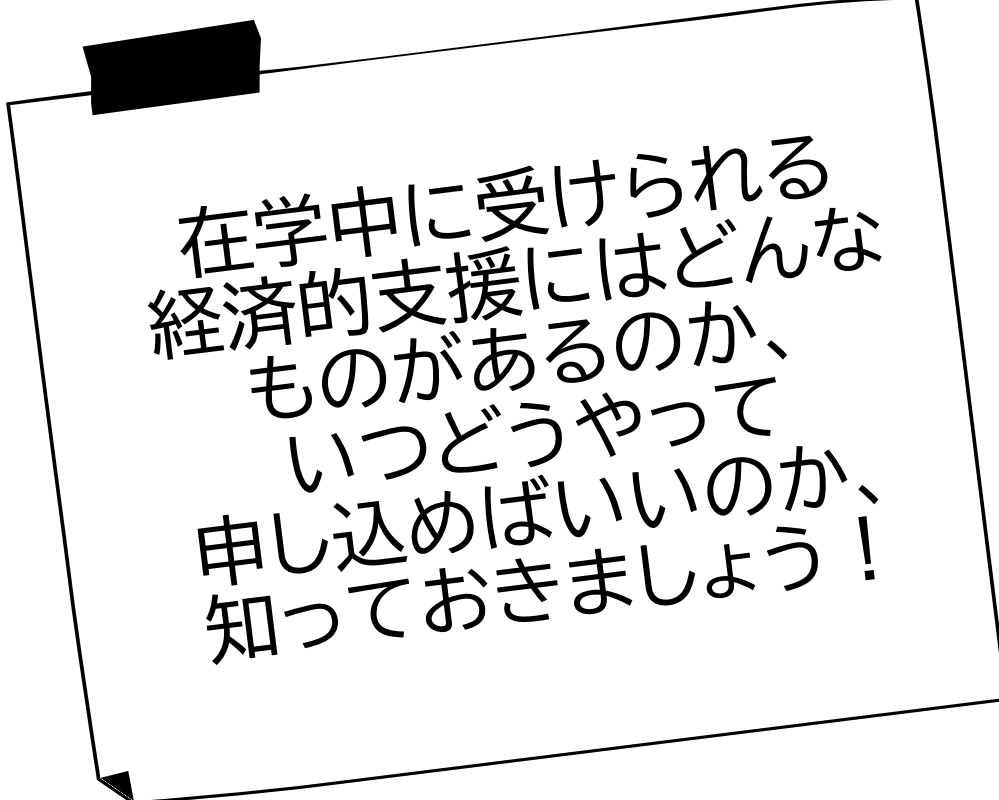


奨学金・授業料等減免制度 説明会資料



在学中に受けられる
経済的支援にはどんな
ものがあるのか、
いつどうやって
申し込めばいいのか、
知っておきましょう！

1

はじめに

2

日本学生支援機構(JASSO)の奨学金
について

3

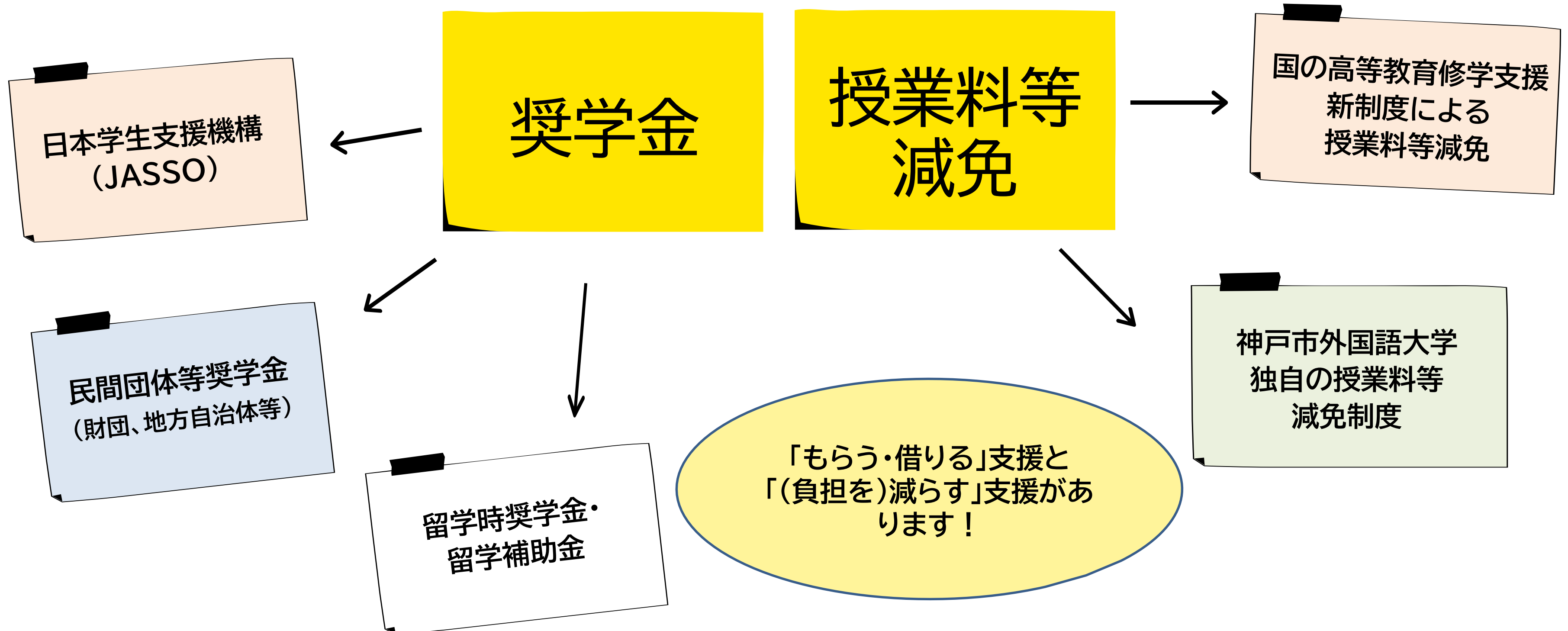
授業料減免について(国・独自)

4

民間団体等奨学金について

1 はじめに

本学において受けることのできる経済的支援



② 日本学生支援機構の奨学金について

日本学生支援機構(JASSO)の奨学金には3種類あります。

① 給付奨学金 → 返還不要。「もらえる」奨学金。「高等教育修学支援新制度」

② 第1種貸与奨学金 → 返還要。「借りる」奨学金。利子がつかない。

③ 第2種貸与奨学金 → 返還要。「借りる」奨学金。利子がつく。

申請方法

- 「在学採用」で申込。

申請時期 …… 4月～5月と9月～10月の年2回

- 予期できない事由により家計が急変した場合
(生計維持者の死亡、失職、被災、半年以上就労が困難な場合 など)

「家計急変」(給付)または「緊急・応急採用」(貸与)で申込。

申請時期 …… 随時

3 授業料等減免について

2つの制度は別の制度
であり、対象であれば両
方に申請することも可能
です。

国の高等教育修学支援新制度
(給付奨学金 + 減免)

本学独自の授業料等減免制度

国の高等教育修学支援新制度について

国の高等教育修学支援新制度

- 1 給付奨学金 → 日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金
- +
- 2 授業料等減免 → 所属の大学において、授業料・入学金の減免

2つがセットになった制度です。
支援の度合いは「区分」によって決められており、給付奨学金の額、
授業料減免の割合(減免額)が変わります。
給付奨学金と授業料減免の「区分」は連動しています。
区分は毎年秋に判定が行われ、変動することがあります。

区分について

	給付奨学金 月額 (自宅/自宅外)	授業料減免
第Ⅰ区分	29,200円/66,700円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500円/44,500円	2/3免除
第Ⅲ区分	9,800円/22,300円	1/3免除

高等教育修学支援新制度における授業料等減免の申請方法

- 日本学生支援機構の給付奨学金とセットになっているため、給付奨学金と併せて申し込みます。

具体的には給付奨学金の申し込み時に、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出します。

申請時期 … 4月～5月と9月～10月の年2回

また、在学中継続して支援を受けるためには、毎年8月～9月と2月～3月の年2回、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書」の提出が必要です。
(休学中も手続きが必要です。)

本学独自の授業料等減免制度について

本学独自の授業料等減免制度

- 1 神戸市外国語大学が独自に行っている授業料等の減免制度です。
(新入生は入学金も対象)
- 2 国の高等教育修学支援新制度の対象外となる学生(例:大学院生、留学生など)も対象です。

申請資格(減免対象者)

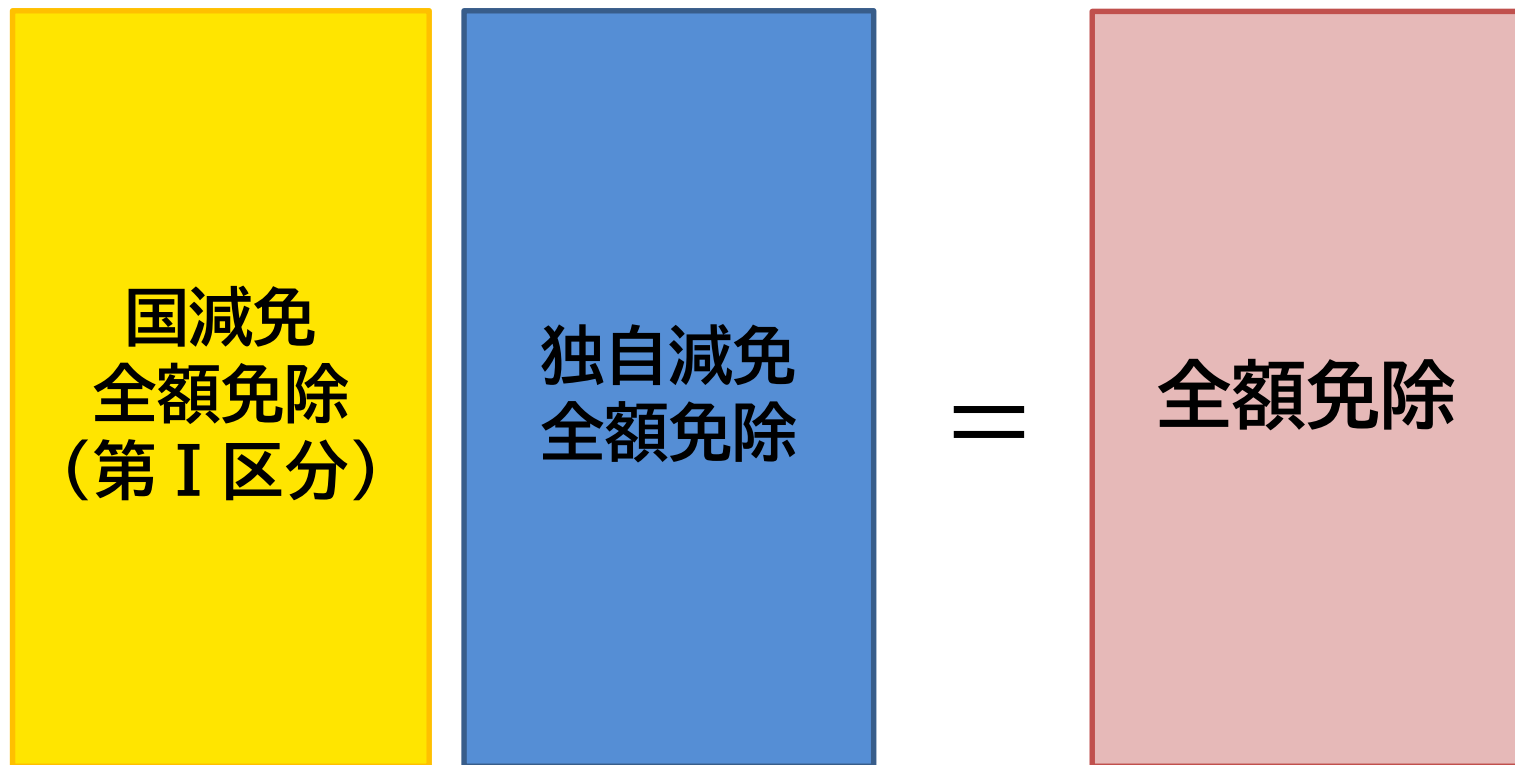
生活保護法による生活扶助を受けている学生、または授業料の支払いが困難な学生のうち、収入・学力の基準を満たす学生。

- 1 減免を受けようとする年度の直近の在学年度に、原級(成績による原級)をしていないこと。
- 2 所得基準:世帯の総所得が限度額以内であること。
- 3 成績基準:前年度終了時点で取得単位数(修士・博士課程除く)、成績平均値またはGPA値が基準を超えていること。

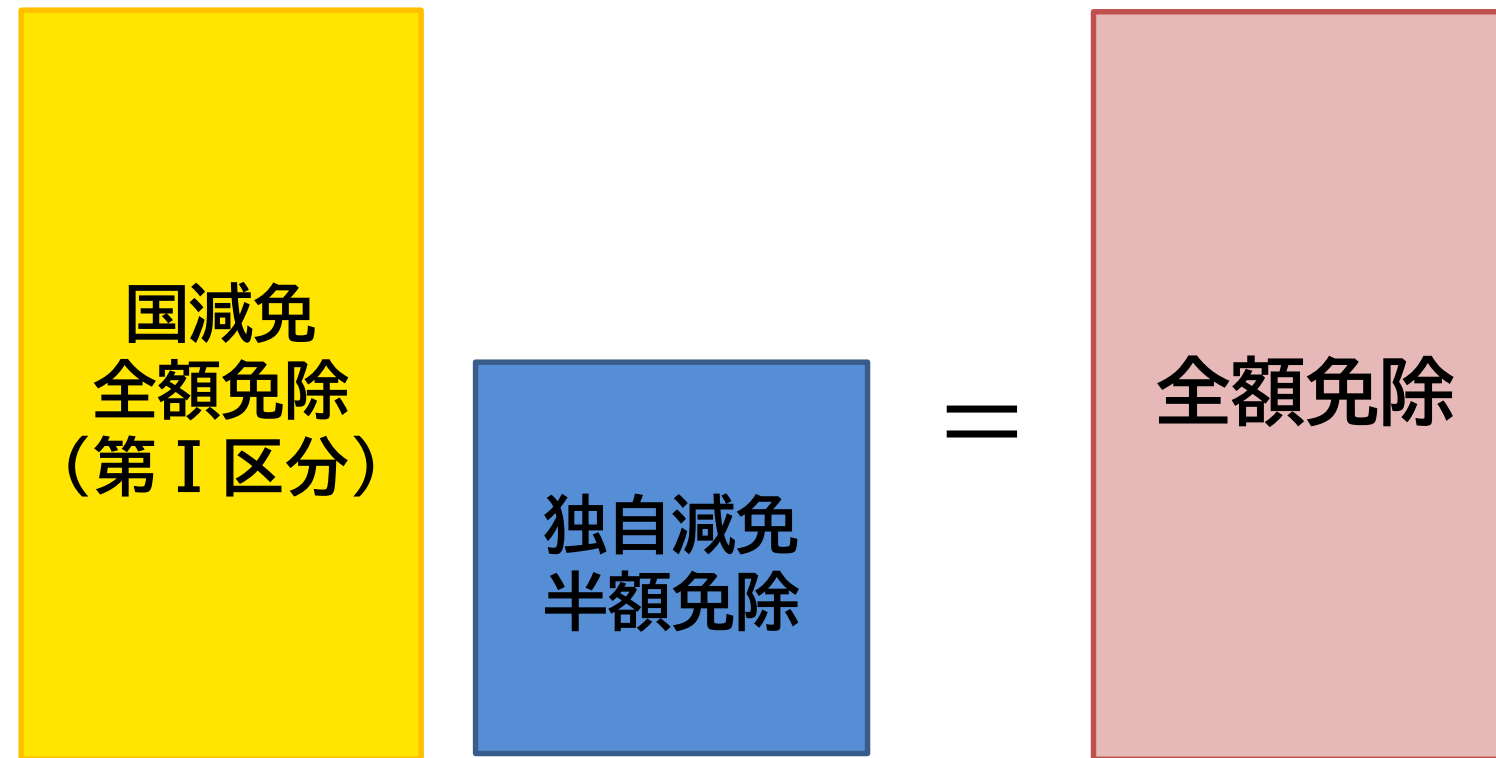
国の高等教育修学支援新制度における授業料等減免と 本学独自の授業料等減免制度の関係

- 1 国の高等教育修学支援新制度(以下、「国の制度」)対象者は、本学独自の授業料減免に申請する際、国の制度に申請中もしくは採用されていることを申請の条件としています。
- 2 国の制度と本学独自の制度の両方に採用された場合は、減免額の高い方を適用します。(重複して減免が適用されることはありません。)

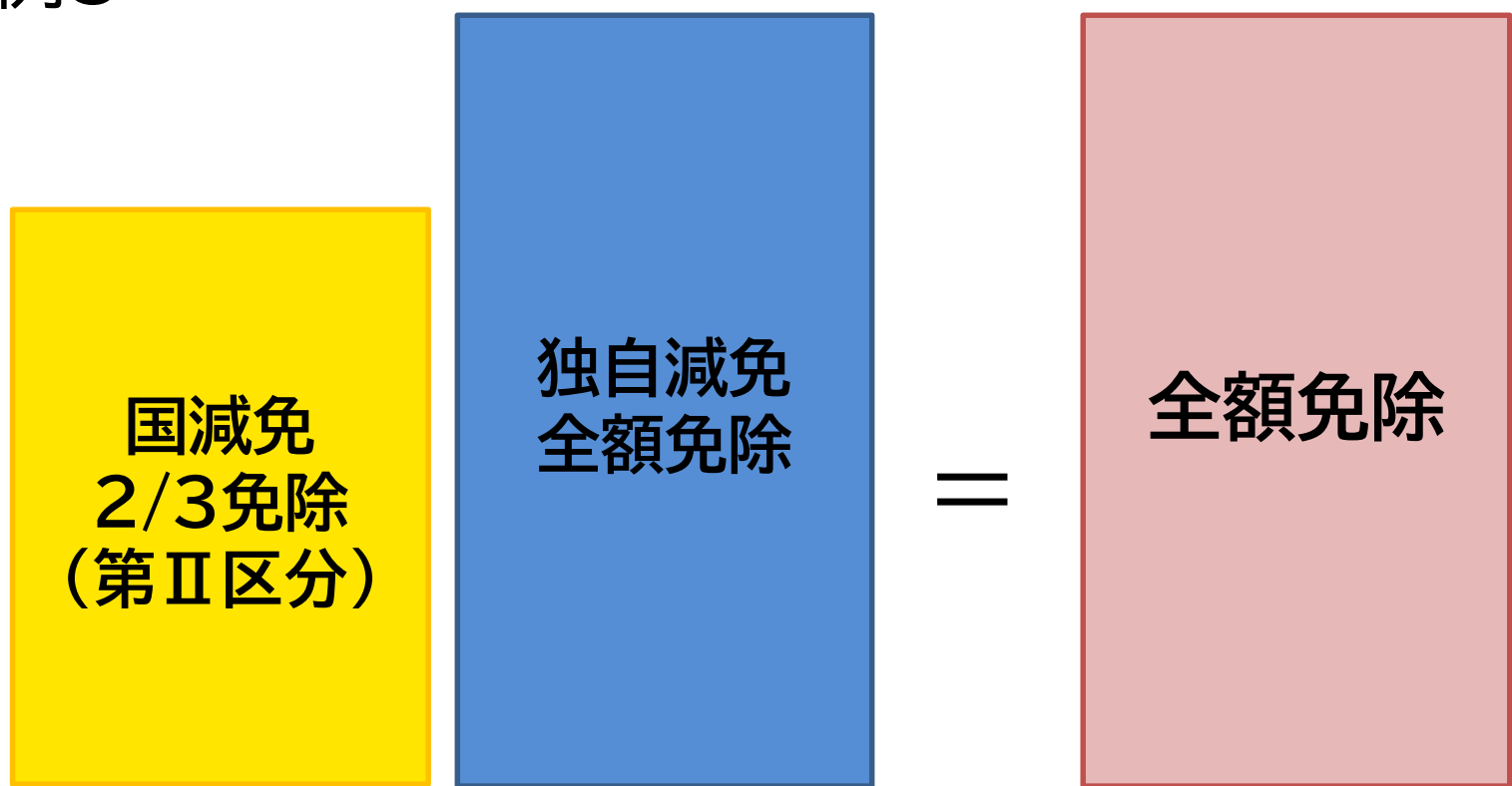
<例1>



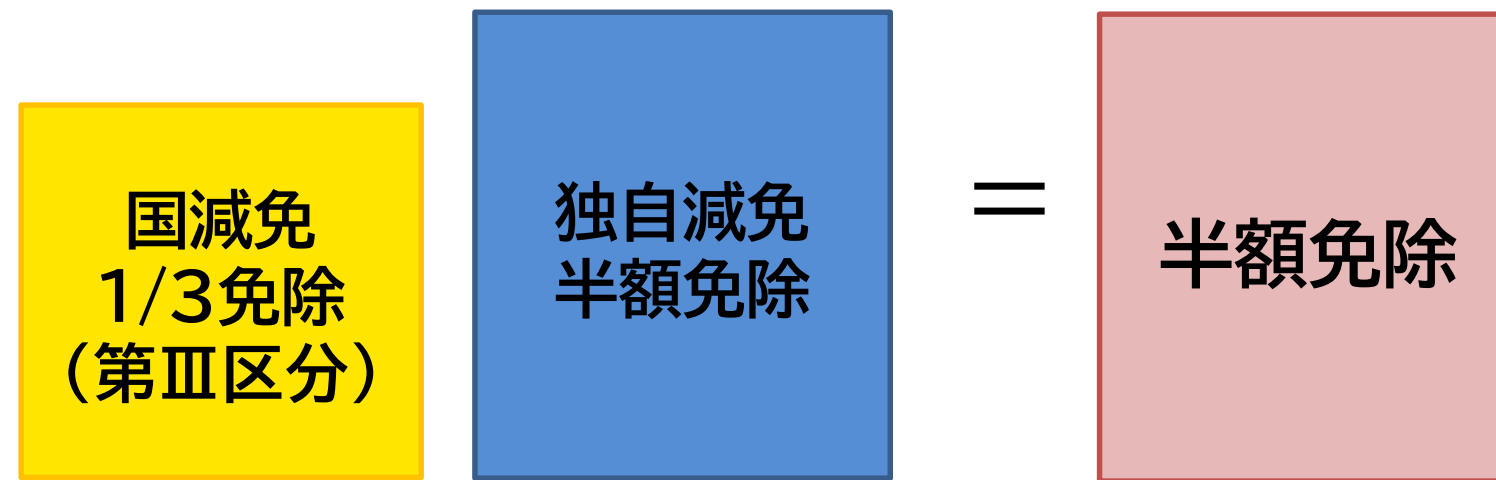
<例2>



<例3>



<例4>



両方に申請するメリット

- 判定の基準が異なるため、国の高等教育修学支援新制度では支援の対象とならない場合でも、大学独自の制度によって減免を受けられる場合があります。

【例】国の制度では支援区分外の判定だったが、大学独自の減免に申請し、半額免除の判定を受けていたため、半額免除を受けることができた。

- 国の高等教育修学支援新制度の支援区分が所得の変動に伴って下がってしまった場合でも、その区分以上の減免を受けられる場合があります。

【例】秋に実施される適格認定(所得による判定)によって、国の制度の支援区分が第Ⅰ区分から第Ⅱ区分に下がってしまい、後期授業料の減免額が2/3となったが、大学独自の減免に申請し、全額免除の判定を受けていたため、後期も引き続き全額免除を受けることができた。

本学独自の授業料等減免 申請方法

- 申請方法はGAIDAI PASSでお知らせします。
(期限までに申請書と必要な書類を揃えて提出。)

- 申請時期
【前期分】前年度の12月～1月頃
【後期分】当該年度の6月～7月頃

2024年度前期の授業料減免については、12月6日から受付開始です！
早速GAIDAI PASSを確認してみてください。

4 民間団体等奨学金について

- 地方自治体や公益・一般財団法人などが設けている奨学金制度です。
- 大学が一定の推薦枠を持っていて、学内選考の後、大学から応募する「大学推薦枠型」
推薦枠は無いが、大学がとりまとめて応募する「大学とりまとめ型」
個人で応募する「個人応募型」
の3種類があります。
- 多くが給付型(もらえる奨学金)ですが、貸与型(借りる奨学金)もあります。他団体や他の制度との併給(同時に受給すること)が不可のものもありますので、注意が必要です。

大学推薦枠型

- 例年2月頃に在学生向けの推薦希望登録の募集を行います。
(GAIDAI PASSでお知らせします。)
- 4月下旬～6月頃にかけて、学内選考により推薦希望登録者の中から推薦者を決定し、大学から各団体へ推薦を行います。
- 4月～6月頃の期間に各団体への推薦者とならなかった場合でも、その後に条件の合う団体からの募集があった場合は、本人の意向を確認の上、推薦を行うことがあります。

大学とりまとめ型

- 各種団体より奨学生の推薦依頼があった際に、随時GAIDAI PASSでお知らせします。
- 学生支援班へ応募書類一式を提出します。
- 学内選考により推薦者を決定し、大学から各団体へ推薦を行います。

個人応募型

- 各種団体より大学へ奨学生募集の情報提供があった場合は、随時GAIDAI PASSでお知らせします。
- 自身で応募を行います。大学からの推薦書等が必要な場合、応募締切の2週間以上前までに学生支援班へ相談してください。その際、応募書類一式(コピー可)も持参してください。(自身で募集情報を得た奨学金についても同様。その場合は応募書類一式に加えて募集要項も持参してください。)

●おわりに

- 奨学金、減免関係の情報は**GAIDAI PASS**でお知らせしていますので、気をつけて見ておくようにしましょう。**(特に休学・留学中！！)**
- 奨学金や減免制度を利用中の皆さんが必要な手続きについても**GAIDAI PASS**でお知らせしています。見逃さないようにこまめに確認し、期限までに必ず手続きを済ませましょう。
(必要な手続きを行わない場合、奨学金や減免が受けられなくなる可能性があります。)

GAIDAI PASSは
毎日必ずチェック
しましょう！

問い合わせ先：学生支援班